

令和8年度おおいた健康ポイント推進事業広報等業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度おおいた健康ポイント推進事業広報等業務

2 業務目的

本業務は、スマートフォン用健康アプリ「あるとつく」（以下「アプリ」という。）を活用し、県内テーマパーク等と連携したイベントの開催や、生活習慣改善を目的とした各種キャンペーンの実施等を通じて、主に働き世代の健康無関心層にアプローチし、その健康状態の改善および本県の健康寿命の延伸につなげることを目的とする。あわせて、アプリの広報を行い、利用促進および認知度向上を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 アプリ概要

(1) 目的

健康寿命日本一の実現に向け、県民の運動習慣の定着を支援する。

(2) ターゲット

働き世代の健康無関心層（20～40代）

(3) 特徴

- ・大分県在住の18歳以上の方であれば誰でも無料で利用できる大分県公式健康アプリ。
- ・日常のウォーキングや生活習慣の記録などによってポイントを獲得できる。
- ・県内で実施される健康イベントの参加や運動施設の利用で、ポイントや抽選券を獲得できる。
- ・貯まったポイントや抽選券を使用して抽選会に参加でき豪華賞品が当たるほか、県内の協力店でサービスを受けられる。
- ・朝食、歯磨きなど6種類の生活習慣に関する項目や健（検）診の記録ができる。
- ・友人、企業、部署単位でのグループ設定・参加が可能。
- ・バーチャルウォーキング（歩数に応じて仮想コースを進む）や、スタンプラリー（観光地等のチェックポイントを巡ることでポイント取得）を活用し、楽しみながら健康づくりができる。
- ・県内企業と連携した協力店、食の健康応援団、温泉巡りの機能がある。

5 業務に係る目標

(1) アプリダウンロード数

65,000人

(2) 協力店新規掲載店舗数

50店舗

(3) 温泉巡り新規掲載店舗数

25店舗

6 イベント及びキャンペーン開催期間等

(1) ハーモニーランドと連携したイベント

期間：令和8年10月1日（木）～10月31日（土）

場所：ハーモニーランド

(2) るるパークと連携したイベント

期間：令和8年9月19日（土）～11月3日（火・祝）

場所：るるパーク（大分農業文化公園）

(3) 健康寿命延伸推進イベント

期間：令和8年10月3日（土）

※準備日 10月2日（金）

撤収日 10月4日（日）

場所：大分駅前広場（北口）

(4) がん検診キャンペーン

期間：令和8年6月1日（月）～令和9年1月31日（日）

(5) 歯科健診キャンペーン

期間：令和8年6月1日（月）～令和9年1月31日（日）

(6) 秋のお弁当キャンペーン

期間：令和8年10月17日（土）～11月16日（月）

7 業務内容

委託する業務内容は、下記（1）～（8）のとおりとする。なお、（1）～（8）に記載のない事項については、県と十分に協議・調整のうえ決定するものとする。

(1) ハーモニーランドと連携したイベントの開催

① 健康クイズラリー

- ・健康づくりに関するクイズを掲示した看板を園内5か所に設置すること。なお、園内にブース等は設置しない。
- ・アプリのスタンプラリー機能を利用することおよび健康クイズラリーへ回答することをイベントの参加条件とすること。
- ・参加者にスマートフォン用待受画面を配布すること。
- ・イベント期間後に抽選を行い、当選者に景品を配布すること。
- ・本イベントは、県公園・生活排水課が行う「いきいきグリーンプラン DAY」との合同開催であり、待受画面および景品の準備は同課が行う。

② SNS 投稿キャンペーン

- ・SNSにて指定のハッシュタグを付け、アプリまたは当イベントに関する投稿をした者を対象に、抽選で景品を配布すること。
- ・キャンペーンの景品を提案すること。景品は、大分県オリジナルキティおよびアプリのロゴを掲載したデザインで制作すること。景品の制作にあたっては、株式会社サンリオの監修が必要となるため、制作開始から納品までおおむね1か月程度を見込むものとする。また、別途ロイ

ヤリティ（製品コストの20%）の支払いが発生する点に留意すること。その他、キャラクター使用に関する必要事項および景品表示法を遵守するものとする。

(2) るるパークと連携したイベントの開催

① スタンプラリー

- ・アプリのスタンプラリー機能を利用したスタンプラリーイベントを実施すること。
- ・二次元コードを掲示した看板を園内5か所に設置すること。なお、園内にブース等は設置しない。
- ・イベント期間後に、スタンプラリー参加者へ抽選で景品を配布すること。
- ・景品内容を提案すること。景品は、景品表示法を遵守するものとする。

(3) 健康寿命延伸推進イベントの開催

(ア) ブース出展等の運営等業務

① 健康寿命日本一おうえん企業ブース

- ・健康寿命日本一おうえん企業に登録している企業のブースを設置すること。
- ・出展企業の募集および調整等を行うこと。

② 飲食ブース

- ・食の健康応援団の登録メニューや、秋のお弁当キャンペーンのお弁当など、健康的な商品の販売を行うこと。

③ スタンプラリー

- ・アプリのスタンプラリー機能を利用したスタンプラリーイベントを実施すること。
- ・会場でスタンプラリー参加者に抽選で景品を配布すること。
- ・景品内容を提案すること。景品は、景品表示法を遵守するものとする。

④ その他健康関連コンテンツ

- ・県が推進する「健康寿命延伸のための6つの鍵」の紹介など、来場者の健康意識向上につながるコンテンツを提案すること。

(イ) 会場の設営・撤去業務

- ・会場の設営・撤去、必要な機材・備品等の調達、搬入出、保管、運搬、設置、調整、必要に応じての修理・返却、会場管理及びそれらに付随する業務を行うこと。
- ・テントや長机、椅子は別途準備するため費用はかからない。

(ウ) 管理運営・警備・救護業務

- ・運営マニュアルを作成すること。
- ・会場内の安全確保を図ること。
- ・関係機関への許可申請等の手続、必要な保険加入・支払いなど、催事運営に必要な業務を行うこと。

(エ) 来場者アンケートの実施・集計・分析

- ・来場者を対象としたアンケートを実施すること。
- ・アンケート結果を集約し、分析すること。

(4) がん検診キャンペーン

- ・県民の「検診」の受診行動促進に向け、「がん検診」を受診した大分県在住のアプリ利用者

に向けたキャンペーンを実施し、期間中に「がん検診」を受診した大分県在住のアプリ利用者に対して、抽選で500円相当の電子マネーを配布する。抽選及び電子マネーの準備・配布は別途アプリ運営管理業務受託者が実施するため、必要に応じて連絡調整を行うこと。

- ・ポスターとチラシを作成すること。
- ・キャンペーンに参加する医療機関等にポスターとチラシ、キャンペーン用の二次元コード台紙を郵送すること。
- ・キャンペーン及びアプリの広報用動画を作成すること。

(5) 歯科健診キャンペーン

- ・県民の「健診」の受診行動促進に向け、「歯科健診」を受診した大分県在住のアプリ利用者に向けたキャンペーンを実施し、期間中に「歯科健診」を受診した大分県在住のアプリ利用者に対して、抽選で500円相当の電子マネーを配布する。抽選及び電子マネーの準備・配布は別途アプリ運営管理業務受託者が実施するため、必要に応じて連絡調整を行うこと。
- ・ポスターとチラシを作成すること。
- ・キャンペーンに参加する医療機関等にポスターとチラシ、キャンペーン用の二次元コード台紙を郵送すること。
- ・キャンペーン及びアプリの広報用動画を作成すること。

(6) 秋のお弁当キャンペーン

- ・県内の「食の健康応援団」登録店舗において、健康的なお弁当の普及啓発を目的としたキャンペーンを実施し、期間中に該当のお弁当購入したアプリ利用者に対して、抽選で500円相当の電子マネーを配布する。抽選及び電子マネーの準備・配布は別途アプリ運営管理業務受託者が実施するため、必要に応じて連絡調整を行うこと。
- ・キャンペーン参加店舗の募集・調整等を行うこと。
- ・二次元コードシール（2層シールとし、内側シールにはキャンペーン用二次元コードを印刷）とポスター、チラシを作成し、キャンペーン参加店舗に郵送すること。

(7) 広報関連

(ア) 以下の内容について、効果的な媒体を活用して広報を行うこと。

- ①ハーモニーランドと連携したイベント
- ②るるパークと連携したイベント
- ③健康寿命推進イベント
- ④トリプル健診キャンペーン
- ⑤秋のお弁当キャンペーン
- ⑥アプリの概要や利用方法

(イ) ハーモニーランドが作成する入園割引券の裏面広告枠にて、ハーモニーランドと連携したイベントの広報を行うこと。

※広報費用：220,000円（税込）

(8) アプリ掲載店の新規開拓

以下の新規掲載店舗について開拓を行うこと。

- ①協力店

②温泉巡り

(9) その他

- ・その他、事業の準備・実施に必要な全ての業務を行うこと。
- ・アプリの新規ユーザー獲得に効果的な施策があれば提案すること。

8 成果物の提出期限及び納品場所

(1) 成果品（成果品はすべて電子ファイルで提出するもの）

- ア 業務計画書（PDF 形式）
- イ 事業報告書（PDF 形式）
- ウ 事業で作成した動画等の広報物一式（動画は MP4 形式）

(2) 提出期限

- ア 令和8年5月22日（金）
- イ、ウ 令和9年3月31日（水）

なお、上記ア～ウの期限にかかわらず、県から提出や報告を求められた際、直ちに対応すること。

(3) 納入先

大分県 福祉保健部 県民健康増進課

メール：a12240@pref.oita.lg.jp

9 実施体制

- (1) 企画、打ち合わせ、内容変更等に迅速かつ十分に対応できるような体制を整えること。
- (2) 専任の担当者を配置し、委託者との打合せ等に担当者を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制を確保するとともに、委託者から派遣要請があった場合には、速やかに担当者を派遣すること。

10 留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたり、関係法令等を遵守すること。
- (2) 委託者と緊密に連携しながら業務を実施すること。
- (3) 業務の実施に伴い事故等が発生した場合は、受託者の責任において対処するものとする。また、事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認められた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。
- (4) 委託業務に関連して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、取得した個人情報等は業務目的以外に使用せず、また第三者へ漏らしてはならない。善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (5) 成果品に使用する全ての素材について、受託者は必ず著作権等の承諾を得ること。第三者の著作権等を侵害した場合は、受託者がその一切の責任を負う。
- (6) 委託契約で作成した成果物に関する著作物法（昭和45年法律第8号）上の権利及びその他諸

権利は全て県に帰属すること。

- (7) ハーモニーランド、るるパーク、健康寿命延伸推進イベントの3イベントで実施するスタンプラリーはすべて「あるとっく」の既存スタンプラリー機能を利用して行うものであり、システム制作費は不要である。
- (8) 天災その他経済情勢の激変等によりイベント等が中止となり、業務完了に支障が生じた場合は、業務が完了した部分の経費を上限（ただし、契約額以内で、県が適切と認める範囲に限る。）として委託料を支払うものとする。
- (9) 県の求めに応じ、アプリ運営管理業務受託者との必要な連携および関係者と連絡調整を行うこと。

1.1 その他

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承諾を得ることとする。

(2) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県との協議により決定するものとする。